

**重要****申告書類を提出された皆様へ**

\* 下記の内容について今一度ご確認をお願いします。

- ① 決算書の売上(売掛金)、仕入(買掛金)、経費の額(家事分除外)や合計金額、残高などに間違いがないか。請求漏れや計上漏れはないか。
- ② 申告書の所得額、控除額の合計、税額の計算に間違いがないか。
- ③ 記入漏れがないか、申告書や添付書類、申請書等の提出忘れがないか。
- ④ 株式譲渡所得(特定口座源泉あり)や配当所得については所得税(住民税)申告の要否(計算に含めるか含めないか)はご自身の判断、責任で決定し、必ず確定申告書に必要事項が記載してあるかをご確認ください。記載漏れ等により納税額や健康保険料などが高額になっても当会では責任を負うことは出来ません。ふるさと納税の住民税に関する事項欄も確認ください。
- ⑤ 消費税申告のある方は**3月31日(火)**までに忘れずに申告納税してください。
- ⑥ 確定申告は自計、自書申告の原則を取っています。提出された決算書、申告書、届出書等に不備等や未提出があり税務署等から指摘されたり不利益が生じても当会では責任は負いません。**取引内容が適切か(必要経費の可否など)の判断はできません。税務申告のミス、税法の解釈や適用の誤り、税務処理に関する損害が発生する事が心配な方や責任の所在を自分以外に求める方は税理士に確定申告書等の作成をご依頼ください。東京地方税理士会保土ヶ谷支部の税理士を紹介いたします。申請書・届出書などに関しても、必ず裏面の書き方・記載要領等を読み、内容をご確認のうえ、署名し提出してください。内容につき不明な点はその都度お問合せください。**  
**必ずご自身で内容を確認し不備がありましたら早急に申告会までご連絡願います。**

内容確認のため連絡させていただく事があります。ご協力お願い致します。

e-Tax 代理送信にご協力いただいた皆様につきましても、同様をお願い致します。

お受取りになりました確定申告書等の控えにご不明な点がありましたら下記までご連絡ください。 (一社)保土ヶ谷青色申告会 TEL 045-442-7201

**確定申告書を提出した後は！**

**納付する税額**がある方は、**納期限までに納付**していただく必要があります。

**納税して申告終了**となります。(e-Tax 電子申告、代理送信でも同じです)

振替納税の手続きをされていない方は、**納付書(領収済通知書)で法定納期限内に銀行や郵便局などの金融機関又は所轄税務署にてお支払**ください。

**納税は便利な振替納税(口座振替)で**

令和7年分	法定納期限	振替納税の振替日
所得税確定申告	<b>3月16日(月)</b>	<b>4月23日(木)</b>
所得税の延納分	<b>6月1日(月)</b>	<b>6月1日(月)</b>
消費税確定申告	<b>3月31日(火)</b>	<b>4月30日(木)</b>

注1) 振替納税は、申告期限までに申告書を提出された場合に限り利用可能です。

注2) 残高不足等で振替不能の場合には、現金で納付することになり、延滞税がかかります。キャッシュレス納付もご利用ください。